

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

1 2 問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義を述べたものである。電波法(第1条及び第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 「電波」とは、 B 以下の周波数の電磁波をいう。
- ③ 「無線局」とは、無線設備及び C の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 公平かつ能率的	300万メガヘルツ	無線設備の操作を行う者
2 公平かつ能率的	300万ギガヘルツ	無線設備の操作の監督を行う者
3 有効かつ適正	300万メガヘルツ	無線設備の操作の監督を行う者
4 有効かつ適正	300万ギガヘルツ	無線設備の操作を行う者

[2] 次に掲げるもののうち、固定局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。電波法(第14条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の目的 2 通信の相手方及び通信事項 3 無線設備の設置場所 4 通信方式

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法(第28条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 変調度 2 高調波の強度 3 空中線電力の偏差 4 信号対雑音比

[4] 次の記述は、「混信」の定義について述べたものである。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を A する電波の発射、^{ふく}輻射又は B をいう。

A	B
1 妨害	誘導
2 妨害	空中線電力の許容偏差の逸脱
3 制限	誘導
4 制限	空中線電力の許容偏差の逸脱

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 3 E	<input type="text" value="A"/>	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
G 7 W	角度変調で位相変調	<input type="text" value="B"/>	次の型式の組合せのもの ① 無情報 ② ファクシミリ ③ 電話（音響の放送を含む。） ④ 電信 ⑤ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
F 2 D	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="C"/>

- | | | |
|---------------------|-----------------------|------------------|
| A | B | C |
| 1 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | デジタル信号である2以上のチャンネルのもの | データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 |
| 2 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | アナログ信号である2以上のチャンネルのもの | ファクシミリ |
| 3 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | デジタル信号である2以上のチャンネルのもの | ファクシミリ |
| 4 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | アナログ信号である2以上のチャンネルのもの | データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 |

[6] 次の記述のうち、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の定義として正しいのはどれか。電波法（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の無線設備の操作の監督を行う者をいう。
- 2 無線局の管理を免許人から命ぜられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。
- 3 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に、それらの無線設備を管理する者をいう。
- 4 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、免許人から責任者として命ぜられた者をいう。

[7] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような を与えないように運用しなければならない。ただし、 については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

- | | | |
|-------------------|----------|----------------------|
| A | B | C |
| 1 他の無線局 | 混信その他の妨害 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |
| 2 他の無線局 | 混信 | 遭難通信 |
| 3 放送の受信を目的とする受信設備 | 混信その他の妨害 | 遭難通信 |
| 4 放送の受信を目的とする受信設備 | 混信 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |

[8] 次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務用無線局を除く。）がその免許状に記載された目的の範囲を超えて運用することができないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の規正に関する通信
- 2 免許人以外の者の業務のために行う通信
- 3 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信
- 4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局(登録局を除く。)に対する免許内容の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

- | A | B | C |
|---------------|-------|--------------|
| 1 混信の除去その他特に | 目的の遂行 | 電波の型式若しくは周波数 |
| 2 混信の除去その他特に | 運用 | 周波数若しくは空中線電力 |
| 3 電波の規整その他公益上 | 目的の遂行 | 周波数若しくは空中線電力 |
| 4 電波の規整その他公益上 | 運用 | 電波の型式若しくは周波数 |

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が A 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 B 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは電波法第27条の18（登録）第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて C を制限することができる。

- | A | B | C |
|---------------|-----|---------------------|
| 1 電波法、電気通信事業法 | 3箇月 | 周波数若しくは空中線電力 |
| 2 電波法、電気通信事業法 | 6箇月 | 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |
| 3 電波法、放送法 | 3箇月 | 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |
| 4 電波法、放送法 | 6箇月 | 周波数若しくは空中線電力 |

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消しをする処分
- 2 無線設備の操作の範囲を制限する処分
- 3 無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分
- 4 6箇月以内の期間を定めてその無線通信の業務に従事することを停止する処分

[12] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどのようにしておかなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 携帯していなければならない。
- 2 免許人に預けておかなければならない。
- 3 通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。
- 4 紛失ないように通信室内に保管しておかなければならない。